

前日光ハイランドロッジ食事処出店者募集要項

1 趣旨

前日光ハイランドロッジの位置する前日光県立自然公園は、横根高原・井戸湿原などからなり、季節ごとの魅力を求めて来訪者が絶えません。前日光ハイランドロッジ（以下、「本施設」という。）は、そうした多くの来訪者の憩いの場・食事処としておもてなしをすることを目的に、平成4年に設置されました。

当エリアの自然・文化・人的資源や観光資源などを多面的にとらえ、結び合わせ、魅力ある本施設の創出に向け、地域の食材を使用した飲食物や加工品等を提供する食事処出店者を募集します。

2 募集施設概要

名称	前日光ハイランドロッジ食事処
店舗の面積及び規格等	厨房：18.28 m ² ホール：51.28 m ²
その他	詳細：【資料1】食事処図面

3 出店者募集内容

(1) 出店内容

出店者	飲食物などを提供する業種
契約形態	当該施設の専用使用許可を得ること。 ※出店のための開設準備（工事）や撤去に要する期間を含む。
専用期間	令和7年4月下旬から令和7年11月30日（以降、1年更新を予定）
専用可能時間	午前8時30分～午後5時（営業時間については、市と別途協議）
提供内容	飲食物等の提供メニューについては、鹿沼市内で生産された農畜産物又はその加工品等を積極的に使用すること。

(2) 募集施設の使用条件

開店準備	原則、専用期間内に実施。
原状回復	備え付けの設備類については、自由に使用可とする。自然損耗や自然故障を除く過失による破損、故障については、使用者により原状回復を求める。
営業に関する許認可	必要な許認可は、使用者の責任において取得すること。
設備以外の備品類	資料1に記載している設備以外は、使用者で用意すること。
使用停止	使用許可期間中であっても、公用または公共用に供するために必要が

	生じたと判断されるとき、または、使用者が公共施設を使用する上で問題があると判断された場合は使用を停止する。
使用状況報告	利用者数、売上等について市へ報告すること。 月ごとの報告を翌月10日までに報告すること。
その他の疑義	疑義のある場合は、使用許可までに協議して解消すること。使用許可後に疑義が生じた場合は、その都度速やかに、市と協議し解消を図ること。

(3) 施設使用料

使用料	使用料は店舗面積に対する専用使用料（前日光ハイランドロッジ条例第10条第2項の別表2に定めるとおり）と、月の売上に対する歩合（売上金額の3%以内で市長が定める額）で構成するものとし、四半期ごとに支払うものとする。
直接経費	電気使用料については、その使用に応じ別に算定する額を徴収する。 ガスについては、使用者が直接契約し、支払をすること。
各種許認可	使用者がとるべき各種許認可は、使用者負担となる。
損害保険	食中毒等による利用客への補償や損害賠償に対応できる保険の加入を推奨する。
その他	その他の必要費用については別途協議

4 運営条件、使用制限

- (1) 使用許可を受けた者の直営とします。転貸は認めません。
- (2) 使用許可を得た内容に関して、現状を変更し、またはこれに工作物を設置するなどの際は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い、最善の措置を講じること。
- (4) 飲食店の営業にかかる、必要な食品衛生法等の営業許可は、すべて使用者により受けること。
- (5) 衛生環境を常に整備し、販売物品の清潔保持に努め、伝染病その他疾病予防に万全の措置を講じること。

5 応募資格

応募者は、以下の条件をすべて満たしているものとします。

- (1) 本施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 前日光ハイランドロッジの管理運営者等と、協調、協力的であること。
- (3) 営業に必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許等を受けることが確実であること。
- (4) 公租公課を完納していること。
- (5) 応募者が法人の場合、破産開始前の決定を受けた法人又は清算法人でないこと。（応募者

が個人の場合、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。)

- (6) 暴力団関係組織、又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

6 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年2月18日(火)
- (2) 質問受付 令和7年2月18日(火)から令和7年2月25日(火)まで
※回答 2月28日(金)頃公表
- (3) 応募締切 令和7年3月10日(月) ※17:00 必着
- (4) 書類審査 令和7年3月11日(火)から令和7年3月14日(金)
- (5) 結果通知 令和7年3月17日(月)以降(電子メール及び郵送)
- (6) 使用許可内容の協議 令和7年3月下旬
- (7) 開業準備 令和7年4月以降
- (8) オープン予定日 令和7年4月以降

7 審査

- (1) 審査は、書類審査とし、事業者の性質や事業内容、応募理由等を総合的に判断し決定します。
- (2) 審査結果は、応募者全員に通知します。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、選定の取り消しを行います。
 - ・応募書類の記載内容に、虚偽の記載があった場合
 - ・応募者の参加資格を満たされなくなった場合
 - ・その他食事処出店者として不適格な事項が認められた場合

8 提出書類

- ・提出方法は、郵送又は持参とします。

・令和7年3月10日(月)17:00までに、次の書類を提出してください。

- ①出店申込書(様式第1号)
- ②会社概要書(様式第2号)※法人のみ
- ③出店計画書(様式第3号)
- ④整備計画書(様式第4号)
- ⑤商業登記簿謄本 ※法人のみ 要原本提出
- ⑥納税に関する証明書(国・県・市税の滞納がないことを示すもの。3カ月以内)※要原本提出

出

※メール(PDF)での提出も可能ですが、⑤と⑥は原本で提出してください。

※メールでの提出の際は送信後、必ず電話にて受信の確認をしてください。

※後日、市が必要と判断した書類等の提出を追加で求める場合がありますので、事前にご了承ください。

9 関係書類の配布

(1) 取得方法 市ホームページからダウンロード

※紙ベースでの配布は行いません。

(2) 配布期間 令和7年2月18日(火)から令和7年3月10日(月)まで

10 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本出店についての問い合わせについては、質問書(様式第5号)の提出によるもののみとします。

なお、出店者向け説明会は実施しません。

(1) 提出期限 令和7年2月25日(火)※必着

(2) 提出先 鹿沼市経済部観光交流課観光施設係

(3) 提出方法 メール

※件名を「鹿沼市前日光ハイランドロッジ食事処出店者募集に関する質問」とし、
質問書(様式第5号)を添付すること。

※送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

(4) 回答方法 令和7年2月28日(金)に、市ホームページに掲載する予定。

掲載内容は、各社からのすべての質問及びその回答とし、質問者名は掲載
しません。

11 問い合わせ先

鹿沼市役所 経済部 観光交流課 観光施設係

住 所: 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1(行政棟5階)

連絡先: 電話 0289-63-2303

FAX 0289-63-2189

メール kankou@city.kanuma.lg.jp